会館特別会計規程

(平成六年三月三日会規第三十三号)

改正 平成一三年 二月 九日

同 一四年 二月二八日

同 一四年 五月二四日

同 一九年一二月 六日

同 二〇年一二月 五日

同 二七年一二月 四日

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会会則(以下「会則」

という。) 第九十五条の二及び外国特別会員基本規程 (会

規第二十五号)第六十五条第二項の規定に基づき、日

本弁護士連合会の会館の維持、管理及び改修に要する

資金の確保、運用及び支出に関して必要な事項を定め

ることを目的とする。

(特別会計の設置)

第二条 会館の維持、管理及び改修に要する資金の確保、

運用及び支出に関する会計は、特別会計(以下「会館

特別会計」という。)とし、その年度は本会計に準ずる。

- 1 -

(収入)

第三条 会館特別会計の収入は、次に掲げるものとする。

会則第九十五条の二の規定により会費の中から会館

の維持運営に充てられる金員

二 外国特別会員基本規程第六十五条第二項の規定によ

り会費の中から会館の維持運営に充てられる金員

一 一般会計からの繰入金

四及び五 削除

六 会館の維持、管理及び改修の費用として収受した寄

付金

1

七 使用料等会館の運営による収入

八 理事会の承認を得たもの

九 会館特別会計に係る資金の保管によって生ずる利益

及び利息

2 会館に関する次に掲げる収入は、前項第七号の収入と

する。

一 会議室、講堂等の使用料

二 テナントからの諸収入

三 駐車場の使用料

四 理事会の承認を得たもの

(管理の方法)

第四条 会館特別会計に係る資金は、 確実な方法によって

保管しなければならない。

(支出)

第五条 会館特別会計の支出は次に掲げるものとし、

の設定については経理委員会において定める。

会館の敷地の使用料

会館の建物及び付属設備の維持及び管理に関する費

用

会館の建物及び付属設備の修繕及び改良に関する費

用

兀 会館の使用に伴う水道光熱費

五. 会館 の建物及び付属設備に関する公租公課及び保険

六 日本弁護士連合会のコンピュー タ・システムの維

持、 管理及び改良に関する費用

七 理事会の承認を得たもの

附 則

この規程は、 平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年二月九日改正

第三条第一項第一号及び第二号の改正規定は、 平成十三

年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二八日改正)

第三条第一 項第十号、 第四条第二項及び第五条第十号の

改正規定は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則 (平成一 四年五月二四日改正)

第三条第一項第四号及び第五号並びに第五条第六号乃至

第八号及び第十一号の改正規定は、 平成十四年五月二十四

日から施行する。

附 則(平成一九年一二月六日改正)

第三条第一項及び第五条の改正規定は、 平成二十年四月

日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月五日改正)

- 3 -

第三条第一項第十号(削除)、第四条第二項 (削除)及

び第五条第八号 (削除) の改正規定は、平成二十一年六月

日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月五日会規第一 〇 一 号 伞

成二七年一二月四日一部改正

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特

別措置法の一 部改正に伴う会規 (外国特別

会員関係) の整備に関する規程 第 条、

第二条、 第三条、 第四条、 第五条改正) 抄

日から施行) (平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い